

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構オープンカウンター方式実施要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が発注する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号。以下「契約事務規程」という。）第39条第1項第1号に基づき実施する随意契約において、見積依頼の相手方を特定せず、見積合わせに参加を希望する者から提出される見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、契約事務規程第39条第1項第1号アからカに規定するもののうち、契約担当役が本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(参加資格)

第3条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 契約事務規程第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構物品購入等競争参加者資格確認取扱規程(平成15年10月機構規程第79号)に基づく競争参加資格の認定を受けている者又は全省庁統一資格を有している者であること。
- (3) 見積依頼通知日から見積合わせの時までの期間に機構理事長又は国土交通省から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(仕様書等の交付)

第4条 仕様書等の交付は、入札情報サービスからダウンロードすることによって行う。
なお、入札情報サービスからダウンロードすることができない場合には、発注者から直接仕様書等の交付を行うので、見積依頼通知書に示す問い合わせ先にその旨を申し出ること。

(仕様書等への質問)

第5条 仕様書等の内容に質問がある場合は、見積依頼通知書に示す期限までに電子メール、持参又は郵送等により提出すること。

なお、質問に対する回答は、原則として入札情報サービスにおいて通知する。

(見積依頼の方法等)

第6条 オープンカウンター方式に基づく見積りに関する諸条件は、以下のとおりとする。

(1) 見積依頼通知書を入札情報サービスに掲載することをもって見積依頼とする。

なお、発注者が必要と認める場合は、見積依頼の相手方を別途選定することができる。

(2) 見積に関する諸条件は、仕様書等により提示する。

(3) 見積書には、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積書を提出すること。

(見積合わせ)

第7条 オープンカウンター方式に基づく見積合わせは、以下によるものとする。

(1) 見積書の提出

見積書の提出は、持参又は書留郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）とする。押印を省略した場合は、電子メールにより提出することができる。見積書の押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。ただし、見積書の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

また、一度提出した見積書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

(2) 見積参加者の立会い

見積合わせは、見積依頼通知書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは求めない。

(3) 契約の相手方の決定

有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。

なお、契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定する。

(4) 再度の見積

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積を行った者がいないときは、見積に参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めるものとする。この際、再度見積の提出期限までに見積書の提出がない場合及び予定価格の制限の範囲内の見積もりがない

場合には、見積合わせは不成立とする。その場合には、発注者が別途選定した者に見積を依頼し、見積合わせを行うことがある。

(無効の見積)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者が行った見積
 - (2) 見積書提出期限までに到着しなかった者の見積
 - (3) 件名、金額及び氏名等見積書に記載等を必要とする事項の記載のない見積
 - (4) 金額を訂正した見積
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積
 - (6) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の見積
 - (7) 同一人の見積で金額の異なる2通以上の見積
 - (8) 仕様書その他見積に関する条件に違反した見積
- 2 見積が無効となった場合、見積の再提出は認めない。

(見積合わせの結果)

第9条 見積合わせの結果は、原則として契約の相手方に対して通知を行うものとする。

なお、その他の者には、問い合わせがあった場合に契約相手方及び決定金額を知らせるものとする。

(異議の申立て)

第10条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書の提出後に本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第11条 見積書作成及び提出にかかる費用は、すべて見積参加者が負担するものとする。

- 2 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 3 契約の相手方を決定するにあたり、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- 4 発注者側の都合により、見積合わせを取り止め又は延期をすることがある。
- 5 契約保証金については、これを免除とする。
- 6 本実施要領に定めのないその他の取扱いについては、契約申込心得によるものとする。